

# 栃木県の最低賃金



栃木県マスコットキャラクター  
とちまるくん

**必ずチェック！最低賃金  
使用者も、労働者も。**

## 地域別最低賃金

効力発生日：平成29年10月1日

栃木県最低賃金	時間額(円) <b>800</b>	特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。 (一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)
---------	----------------------	---

## 特定最低賃金

効力発生日：平成29年12月31日

最低賃金の件名	最低賃金 時間額(円)	適用産業 (日本標準産業分類(平成26年4月1日施行) による。)	適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。)
塗料製造業	<b>923</b>	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	<b>869</b>	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具(建設用 シ ョベルトラック製造業、繊維 機械製造業(縫製機械製造業 を除く。)を除く。) E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具 製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は 電線の切り・被覆のはく離・組線・ 結束・組付けの業務
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	<b>869</b>	E28 電子部品・デバイス・電子回 路製造業 E29 電気機械器具製造業(電池製 造業、電気計測器製造業、そ の他の電気機械器具製造業 を除く。) E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない簡易な組立て、穴あけ、 かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の 切り・被覆のはく離・組線・巻線・ 結束の業務
自動車・同附属品製造業	<b>875</b>	E311 自動車・同附属品製造業	(注1)「自動車・同附属品製造業」において は、手作業により又は手工具若し くは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰 め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具 製造業、医療用機械器具・医 療用品製造業、光学機械器 具・レンズ製造業、医療用計 測器製造業、時計・同部分品 製造業	<b>869</b>	E273 計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理化学 機械器具製造業(理化学機 械器具製造業を除く。) E274 医療用機械器具・医療用品製 造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業(心電計 製造業を除く。) E323 時計・同部分品製造業	(注1)「自動車・同附属品製造業」において は、手作業により又は手工具若し くは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰 め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
各種商品小売業	<b>837</b>	I56 各種商品小売業 (衣、食、住にわたる各種の 商品を小売するが、いずれが 主たる販売商品であるかが 判別できない小売業)	(1) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者

\* それぞれの産業において、①管理、補助的経済活動を行う事業所 又は ②純粋持株会社(L7282)も特定最低賃金が適用されます。